

令和5年度第8回利府町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年12月25日(火) 午後2時から午後3時まで

2 開催場所 利府町役場2階 第1会議室

3 出席者 (農業委員8名 推進委員5名) 計13名

会 長	1 番	渡 邊 賢
職 務 代 理	2 番	鈴 木 ハマ子
委 員	3 番	桂 嶋 賢 一
委 員	4 番	小 幡 康 子
委 員	5 番	櫻 井 孝 一
委 員	7 番	菊 地 豊 志
委 員	8 番	郷 家 百合子
委 員	9 番	小 林 寅 雄
推 進 委 員	10 番	庄 司 安 伸
推 進 委 員	11 番	板 橋 秀 之
推 進 委 員	12 番	伊 藤 信 一
推 進 委 員	13 番	高 橋 信 博
推 進 委 員	14 番	赤 間 良 一

農業委員会事務局職員

事務局長 高 橋 活 博

事務局 佐 藤 嘉 恭

※ 6 番 伊藤 英樹 委員は欠席

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可決定について

日程第3 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見決定について

日程第4 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見決定について

日程第5 議案第18号 農用地利用集積計画の決定について

日程第6 報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出に対する受理について

日程第7 報告第11号 農地転用許可を伴わない現状変更届について

日程第8 報告第12号 非農地判断について

5 会議の概要

事務局長が農業委員会総会の開会を告げ、会長から挨拶・報告事項を述べた。

会長が議長となり、議事日程について次のとおり行った。

【利府町農業委員会総会】

1 開 会

局 長 本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。
それでは、ただ今から、利府町農業委員会総会を開会いたします。
初めに、渡邊賢（かたし）会長 から ご挨拶をお願いします。

2 挨拶及び会長報告事項

会 長 開会の挨拶（及び報告事項）

局 長 有難うございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事進行につきましては、利府町農業委員会会議規則 第4条の規定により、
会長がその議長となり議事を整理するとなっております。

それでは、ここからの議事進行につきまして、渡邊会長をお願いします。

議 長 ただ今の出席委員は、農業委員8名、推進委員5名の計13名です。

6番 伊藤英樹委員は身内に不幸があり、本日欠席でございます。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名

会議録署名委員の指名を行います。7番 菊地 豊志 委員、8番 郷家 百
合子 委員をお願いします。

議 長 日程第2 「議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する許
可決定について」を議題とします。

それでは、事務局から2ページ番号1から番号2までの内容の説明をお願いし
ます。

事務局 2ページ番号1の内容について、

使用賃借権の設定で申請地は、森郷字後楽東2-24 登記地目 畑
現況地目 畑 農振農用地 面積 3,110 m² です。

申請事由は農業経営の継承のためです。

位置図は3ページ記載の箇所となっています。

審査基準については、農地法第3条第2項1号の全部効率利用と第4号の常時
従事、第7号の地域調和の各要件に該当しない旨、許可要件すべてを満たしてい
ます。

2ページ番号2の内容について、

無償の所有権移転の設定で申請地は、森郷字大窪南64-2外1筆 登記地目
畑 現況地目 畑 農振農用地 面積合計 1,520 m² です。

申請事由は農業経営の継承のためです。

位置図は4ページ記載の箇所となっています。

審査基準については、農地法第3条第2項1号の全部効率利用と第4号の常時従事、第7号の地域調和の各要件に該当しない旨、許可要件すべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

議 長 次に、現地確認等の結果について、
番号1・2は譲受人が森郷地区になりますので、
2番 鈴木ハマ子 委員から、補足説明願います。
2ページ番号1、番号2
2番 鈴木 ハマ子委員 2年程前に親元就農しており、問題ない。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

質 疑 12番 伊藤 信一 委員
前回総会の案件で、家族間で所有権移転をしていたと思うのですが、使用賃借権とはどういったことですか。

事務局 無償で貸し借りをしますということになります。

議 長 よろしいですか。質疑がありませんので、これより採決を行います。
本案件について、原案の通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議 長 次に、日程第3「議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見決定について」を議題とします。

議 長 事務局から5ページ番号1について、内容の説明をお願いします。

事務局 5ページ番号1の内容について
こちらの届出に関してですが、別添写真のとおり既に現況が変わっており、申請人から始末書を提出してもらっています。
申請地は加瀬字洞メキ31-4 登記地目 畑 現況地目 雑種地 面積 388㎡ です。
転用事由は自動販売機の設置、転回スペースとして利用するものです。
位置図は6ページに記載の箇所となっています。
被害防除としましては、雨水は自然透水するものであり、被害を及ぼした場合

には防除対策を講じるものとしております。

審査基準については、事業者の資力及び信用、並びに周辺の営農条件に悪影響をあたえないので、基準を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 現地確認等の結果について、

番号1の現地は加瀬地区になりますので、13番 高橋 信博 委員から補足説明をお願いします。

5 ページ番号 1

13番 高橋 信博 委員

地目は畑であり、20 年くらい前から現況は資材置場として使われていましたが、今回申請に至ったものです。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

質 疑 12番 伊藤 信一 委員

確認ですが、申請地は市街化調整区域ですよ。この周辺は住宅が立ち並んでいるので、その場合、都市計画図とかで確認しないと、総会資料では判断つかないと思うのですが。例えば現地確認をする場合に、現地で判断がつかないときは役場の都市整備課に行って確認しないとわからないということですよ。

事務局 都市計画図の提供については、担当課と調整します。

議 長 質疑がありませんので、これより、採決を行います。

本案件について、原案の通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議 長 次に、日程第4「議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見決定について」を議題とします。

議 長 事務局から7ページ番号1について、内容の説明をお願いします。

事務局 7ページ番号1の内容について

賃貸借権の設定で申請地は、春日字袖沢69-4の一部 登記地目 畑
現況地目 畑 農振農用地 面積 1460 m²です。

転用事由は隣接する資材置場への車両待機及び転回場とするものです。

位置図は8ページに記載の箇所となっています。

審査基準については、事業者の資力及び信用、並びに周辺の営農条件に悪影響をあたえないので、基準を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 現地確認等の結果について、
7ページ番号1は現地在春日地区になりますので、
14番 赤間 良一 委員から補足説明をお願いします。

7ページ番号1
14番 赤間 良一 委員 現場の管理もきちんとされているので、
特に問題ないと思います。

質 疑 7番 菊 地 豊 志
賃貸借権の期間は載せるわけにはいかないのですか。

事務局 未記載でした。来月許可が下りると思われますので、令和9年1月31日までの3年間になります。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議 長 質疑がありませんので、これより、採決を行います。
本案件について、原案の通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。
全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議 長 次に、日程第5「議案第18号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

議 長 事務局から9ページ番号1から番号2について、内容の説明をお願いします。

事務局 9ページ番号1の内容について
賃借権の設定で、申請地は森郷字後楽東2-60の一部 登記地目 畑、現況地目 畑、農振農用地 面積1,000㎡です。
貸付人の経営面積（自作）は5,245㎡、借受人の経営面積（自作）は4,097㎡です。利用目的は農地の拡大（継続）で、賃借期間は令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間貸し付けとなります。借賃は40,000円/年です。
位置図は10ページに記載の箇所となっています。

9 ページ番号 2 の内容について

使用賃借権の設定で、申請地は沢乙字高島下 7 5 登記地目 田、現況地目 田、農振地域 面積 1,038 m² です。

貸付人の経営面積（自作）は 3,534 m²、借受人の経営面積（借入）は 54,460 m²です。利用目的は農地の拡大（新規）で、賃借期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの 5 年間貸し付けとなります。借賃は無償です。

位置図は 1 1 ページに記載の箇所となっています。

審査基準については、農業経営基盤強化促進法第 18 条の農用地利用集積計画の作成等に係る要件並びに基準も十分満たしており、また、借人については、農業機械を所有し、実際に営農活動をしており、農地を耕作している実績があるため、基準を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 現地確認等の結果について、

番号 1 は譲受人が森郷地区になりますので、2 番 鈴木 ハマ子 委員から

番号 2 は譲渡人が町加瀬地区になりますので、6 番 伊藤 英樹 委員になりますが、本日欠席していますので私（渡邊会長）から補足説明します。

9 ページ番号 1

2 番 鈴木 ハマ子 委員

借受人は農業機械を有しており、継続
ですので問題ありません。

9 ページ番号 2

1 番 渡 邊 賢 会長

直接貸し借りしていたようで、今回、
改めて利用権設定を行うものです。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

質 疑 7 番 菊地 豊志 委員

番号 2 の高島下ですが、今後開発が予定されており、地権者説明会では 3 年間しか作付けできないと聞いているのですが、途中で解約することになるのですかね。

事務局 借受人も事情は分かっており、作れる限りは作っていきたいと伺っています。

議 長 その他、ご質問・ご意見等ございませんか。
これより、採決を行います。

本案件について、原案の通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議 長 次に日程第6「報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出に対する受理について」を議題とします。

議 長 事務局から12ページ番号1について、内容の説明をお願いします。

事務局 12ページ番号1について

有償の所有権移転で、申請地は神谷沢字新宮ケ崎75 登記地目 田 現況 田 市街化区域 面積は1,031 m² です。転用事由は共同住宅用地とするものです。令和5年11月24日に受理しております。位置図は13ページに記載の箇所となっています。

審査基準については、届出の審査要件であります、市街化区域内の農地であることと、届出書の法定記載事項が記載され、添付書類等が具備しておりましたので、受理しております。

以上で説明を終わります。

議 長 現地確認等の結果について、
番号1は現地が神谷沢地区になりますので、
10番 庄司 安伸 委員から補足説明願います。

12ページ番号1

10番 庄司 安伸 委員

除草がされ適正に管理されており、周辺は住宅地に囲まれており、特に問題は無いです。

議 長 事務局・担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議 長 ご質問・ご意見等がないようです。
報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議 長 次に、日程第7「報告第11号 農地転用許可を伴わない現状変更届について」を議題とします。

議 長 事務局から14ページ番号1について、内容の説明をお願いします。

事務局 14 ページ番号 1 について

申請地は加瀬字窪 22 登記地目 田 現況 田 面積は 274 m² です。届出事由については、畑として使用するため現状変更届があったものです。

位置図は 15 ページに記載の箇所となっています。

審査基準については、作土は 30 センチメートル以上であること。道路及び水路に接する場合は、現状を確保していること。市街化調整区域内の農地であり、届出書の法定記載事項が記載されており、さらに隣接農地の同意等も得られており、添付書類が揃っておりますので、内容を審査の上、受理しています。

以上で説明を終わります。

議長 次に、現地確認調査等の結果について、

14 ページ番号 1 の現地が加瀬地区になりますので、9 番 小林 寅雄 委員から補足説明願います。

14 ページ番号 1

9 番 小林 寅雄 委員

元々田んぼでしたが隣接する農地（畑）の高さに合わせて盛土するため問題ないと思います。

議長 事務局・担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

質疑 5 番 櫻井 孝一

ここは元々田んぼなのか。米作りしていた記憶はないが。

質疑 10 番 小林 寅雄

元々田んぼである。

議長 その他、ご質問・ご意見等はありませんか。

ご質問・ご意見等がないようです。

報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議長 次に、日程第 8 「報告第 12 号 非農地判断について」を議題とします。

議長 事務局から 16 ページについて、内容の説明をお願いします。

事務局 16 ページ、報告第 12 号非農地判断について、農地法第 30 条に基づく利用状況調査を実施したところ、土地が森林の様相を呈しているなど農地の復元が著しく困難であり、周辺の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続し

て利用することができないと見込めることから、非農地判断したことから報告するものであります。17ページから18ページまでの63件を非農地判断したものです。以上で説明を終わります。

質 疑 7番 菊 地 豊 志

非農地として判断したのは、誰が責任をもって判断しているのか。

事務局 調査の流れとして、農地法第30条で毎年、農地の利用状況を現地調査している。現況が山林となっていたり、重機とかいれないと農地に戻せないことが明らかな土地については、事務局が非農地判断しています。

質 疑 1番 渡 邊 賢

非農地となった方々への連絡はするのか。

事務局 来月通知する予定です。通知と併せて証明書を添付し、証明書をもって登記の変更手続きを行うことができます。

質 疑 5番 櫻 井 孝 一

登記を変えとなると料金がかかりますよね。

事務局 料金がかかるので、登記する人はそれほどいないと想定している。

質 疑 5番 櫻 井 孝 一

これは国の方針でやるのか。

事務局 現況農地ではない土地については、本来の課税で登記するという方針です。

議 長 その他、ご質問・ご意見等はありませんか。

ご質問・ご意見等がないようです。

報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議 長 (1)履行確認について、担当委員を割り当てます。

2ページ番号1から2までについては、2番 鈴木 ハマ子 委員、

5ページ番号1については、13番 高橋 信博 委員、

7ページ番号1については、14番 赤間 良一 委員、

9ページ番号1については、2番 鈴木 ハマ子 委員、

9ページ番号2については、6番 伊藤 英樹 委員、

12ページ番号1については、10番 庄司 安伸 委員、

14ページ番号1については、11番 小林 寅雄 委員

が履行確認をお願いします。

議 長 次に、19ページから23ページまでの、転用事業の履行確認の状況について、委員の皆さんよりご報告をお願いいたします。

鈴木	ハマ子委員	1125番	初期確認報告
		1128番	初期確認報告
		1129番	初期確認報告
渡邊	賢 会長	1121番	初期確認報告
庄司	安伸 委員	1107番	初期確認報告
		1111番	初期確認報告
		1116番	初期確認報告
		1117番	初期確認報告

議 長 他にございませんか。
なければ、(1) 履行確認について、を終了します。

議 長 次に、その他に移ります。

議 長 (2) 次回の総会日程について、事務局から説明をお願いします。

局 長 次回の第9回総会の日程につきましては、
令和6年1月25日(木) 午後2時から、利府町役場 2階の第1会議室で開催となりますのでよろしくお願いします。

議 長 それでは、次回は令和6年1月25日(木曜日)の午後2時から役場2階の第1会議室で開催いたしますので参集願います。

議 長 他に委員の皆さんからご意見などございませんか。
他にないようですので、その他を終了します。
これで議長の任を終わらせていただきます。

局 長 ありがとうございました。
以上をもちまして、第8回農業委員会総会を閉会いたします。

この審議は、書記が記載したもので内容が正確であり署名する。

令和5年 / 月 25 日

7 番委員

菊地 豊志 印

8 番委員

郷家 百合子 印

12

Ch. 10. 10. 10. 10. 10.